

令和5年度事業報告について

1 協議会の運営に関すること

- ・ 令和5年4月21日 第1回協議会（書面協議）
- ・ 令和5年5月11日 第2回協議会（オンライン開催）

2 茨城県地域公共交通計画の策定に関すること

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づき協議を実施。

- ・ 令和5年4月13日 第1回交通計画分科会
- ・ 令和5年5月11日 第2回協議会（オンライン開催）
- ・ 令和5年8月1日 第3回協議会（書面協議）

3 地域公共交通特定事業に関すること

茨城県地域公共交通計画に位置付けられた地域公共交通特定事業について、協議会設置要綱第2条（3）に基づき協議を実施。

- ・ 令和5年9月11日 第4回協議会（書面協議）

4 地域の交通課題の解決に関すること

地域の様々な交通課題に対応するため、国では自家用有償旅客運送制度の改革等が進められており、県内でも対応を検討するためワーキングチームを設置

- ・ 令和6年1月31日 第1回ワーキング
- ・ 令和6年3月1日 第2回ワーキング

5 具体的な生活交通の確保方策に関すること

バス対策分科会において、次の項目について協議を実施。

(1) 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統に限る。）に関する協議

- ・ 令和6年度計画の審議（令和5年6月26日開催）及び提出（令和5年6月28日）
- ・ 令和5年度事業の評価（令和6年1月）
- ・ 計画変更等に係る協議
- ・ 利用実態詳細調査の補完業務委託

契約期間 令和5年4月26日～令和5年5月31日

契約額 1,320,000円（消費税込み）

契約先 株式会社ケー・シー・エス

業務内容 地域間幹線系統バスの詳細な利用実態調査及び分析等

(2) バス路線の休止及び廃止に伴う必要な生活交通の確保方策に関する協議

- ・ 道路運送法に基づく路線バスの休止及び廃止に関する協議

実績：茨城交通管内路線 2件（市町村へ協議付託）

ジェイアールバス関東管内路線 4件（令和5年8月25日開催 外）

関鉄グリーンバス管内路線 2件（令和5年9月27日開催 外）

関鉄パールバス管内路線 1件（市町村へ協議付託）

(3) 地域間幹線系統の生産性向上・見直しに関する協議

- ・ 地域間幹線系統の中で、収支率が55%未満かつ平均乗車密度が5人未満の系統について、生産性向上や見直しの協議を順次実施。

実績：茨城交通管内路線 2系統（令和6年3月27日開催）

令和5年度収支決算

【会計年度：令和5年4月1日～令和6年3月31日】

収入（1,380,857円）と支出（1,380,852円）の差額（5円）は令和6年度に繰越とする。

1. 歳入

(単位：円)

款	項	目	決算額(A)	予算額(B)	差額(A-B)	摘要
1	負担金	1 負担金	1,380,852	3,322,000	▲1,941,148	茨城県負担金
4	諸収入	1 雑入	5	0	5	預金利息
計			1,380,857	3,322,000	▲1,941,143	

2. 歳出

(単位：円)

款	項	目	決算額(A)	予算額(B)	差額(A-B)	摘要
1	運営費	1 会議費	54,072	220,000	▲165,928	委員謝金等
		2 事務費	5,280	32,000	▲26,720	振込手数料等
2	事業費	1 事業費	1,321,500	3,070,000	▲1,748,500	地域公共交通計画策定に係る調査検討事業補完業務委託 1,320,000円+振込手数料等 1,500円 ※地域間幹線系統に係る生産性向上策検討事業は、バス路線変更・廃止等及び市町村・事業者との見直し協議の進捗状況を鑑み、R5中の実施を見合せ、R6に実施するものとする。
計			1,380,852	3,322,000	▲1,941,148	

令和6年度事業計画（案）

1 茨城県地域公共交通計画の推進に関すること

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づき、必要な調査検討、協議を行う。

- ・ 地域幹線系統の運行内容の変更等について照会（5月）、計画に反映（6月）
- ・ 計画のフォローアップ（随時）
- ・ 協議会及び交通計画分科会の開催（随時）

2 具体的な生活交通の確保方策に関すること

バス対策分科会において、次の項目について協議を行う。

（1）地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統に限る。）に関する協議

- ・ 令和7年度計画の作成・提出（5月～6月）
- ・ 令和6年度事業の評価（1月）
- ・ 計画変更等に係る協議（随時）
- ・ 地域間幹線系統の生産性向上方策の検討（随時）
- ・ 地域間幹線系統に係る生産性向上方策検討事業業務委託（6月以降）

（2）バス路線の休止及び廃止に伴う必要な生活交通の確保方策に関する協議

- ・ 道路運送法に基づく路線バスの休止及び廃止に関する協議（随時）

3 地域の交通課題の解決に関すること

地域の様々な交通課題に対応するため、国では自家用有償旅客運送制度の改革等が進められており、県内でも対応を検討するため令和6年1月に設置したワーキングチームにおいて議論を行う。

- ・ 令和6年5月 第3回ワーキング（予定）

※今後の取扱いは検討中

令和6年度収支予算(案)

【会計年度：令和6年4月1日～令和7年3月31日】

1. 歳入 (単位：円)

款	項	目	予算額	摘要
1	負担金	1 負担金	2,000,000	茨城県負担金
3	繰越金	1 繰越金	5	令和5年度からの繰越
4	諸収入	1 雑入	995	預金利息
計			2,001,000	

2. 歳出 (単位：円)

款	項	目	予算額	摘要
1	運営費	1 会議費	90,000	委員謝金等
		2 事務費	9,500	振込手数料等
2	事業費	1 事業費	1,901,500	地域間幹線系統に係る生産性向上方策検討事業業務委託
計			2,001,000	

茨城県交通政策推進協議会設置要綱改正（案）について

1 改正理由

関鉄観光バス株式会社が運行していた一般乗合旅客自動車運送事業者の路線について、本年 4 月をもって全路線を関東鉄道株式会社に移管したことに伴い、関鉄観光バス株式会社代表取締役社長廣瀬貢司委員の委員退任の申し出により本委員を解嘱するもの。

2 改正内容

・別表（第 3 条関係）

茨城県地域交通政策推進協議会構成員の「関鉄観光バス株式会社代表取締役社長」を削除する。

・附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 月 日から施行する。

茨城県地域交通政策推進協議会設置要綱

(改正案)

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、茨城県地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関し必要な協議を行うため、茨城県地域交通政策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の作成及び変更に関すること
- (2) 交通計画の実施に関すること
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施及び評価に関すること
- (4) 具体的なバス路線等に係る生活交通の確保に関すること
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止及び廃止に伴う必要な生活交通の確保方策に関すること
- (6) 広域的な公共交通ネットワークの構築に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織等)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長には茨城県政策企画部長を、副会長には国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故その他の理由により支障があるときは、会長の職務を代理する。
- 6 委員の任期は、就任の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、欠員が生じた場合はその後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の在任期間とする。
- 7 委員は、再任を妨げない。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第5条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第6条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第7条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について具体的な協議を行わせるため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
- 3 協議会は、分科会において協議した結果を協議会の協議結果とすることができる。

(経費)

第8条 協議会に必要な経費は、茨城県の負担金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第9条 協議会に監査委員を1名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(事務局)

第12条 協議会、幹事会及び分科会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、茨城県政策企画部交通政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月29日から施行する。
- 2 茨城県バス対策地域協議会設置要綱（平成13年3月23日協議会決定）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

茨城県地域交通政策推進協議会構成員

茨城県政策企画部長
県内の各市町村交通政策主管部（課）長
一般社団法人茨城県バス協会長
一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会長
関東鉄道株式会社取締役社長
茨城交通株式会社代表取締役社長
朝日自動車株式会社専務取締役
茨城急行自動車株式会社取締役社長
<u>関鉄観光バス株式会社代表取締役社長</u>
関鉄パープルバス株式会社代表取締役
関鉄グリーンバス株式会社代表取締役
大利根交通自動車株式会社専務取締役
ジェイアールバス関東株式会社代表取締役社長
東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長
首都圏新都市鉄道株式会社代表取締役社長
鹿島臨海鉄道株式会社代表取締役副社長

ひたちなか海浜鉄道代表取締役社長
真岡鐵道株式会社代表取締役社長
国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所長
茨城県土木部長
茨城県警察本部交通部長
公益財団法人茨城県老人クラブ連合会長
茨城県高等学校 PTA 連合会副会長
一般社団法人茨城県経営者協会会長
学識経験者
国土交通省関東運輸局交通政策部交通企画課長
国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長
千葉県野田市交通政策主管部（課）長 （地域間幹線系統バス路線「野田市駅～岩井車庫」に係る事項に限る）

■協議内容

2023年度目標値に対する実績値を下表のとおり取り纏め、数値目標の進捗状況、課題、最終目標への見込み等を記載しております。

なお、令和6年4月30日に開催した令和6年度第1回交通計画分科会（書面開催）において、委員に御審議いただき御了承いただきました。

■2023年度末時点の達成率の計算方法

2023年度目標値に係る増加量の達成率 = (2023年度実績値 - 策定時の数値) ÷ (2023年度目標値 - 策定時の数値)

評価指標	利用データ	目標値設定の考え方	策定時の現状		目標		2023年度末時点※			実績・課題等	今後の方向性
			年度	数値	年度	数値	目標値	実績値	達成率		
①市町村における地域交通計画策定数	県調査データ	活性化再生法改正（2020（令和2年11月））の趣旨に鑑み全市町村で作成	2021	31	2023	44	44	36	38%	・地域交通計画策定 32自治体 ・交通網形成計画 4自治体 ・策定予定 5自治体	策定予定の自治体及び未作成自治体への働きかけを継続的に行う。
②県内の公共交通の年間輸送人員	国土交通省「旅客地域流動調査」	コロナ前（2019（令和元）年度）の水準への回復	2020	139 百万人	2027	182 百万人	151.3 百万人	156 百万人	138%	行動制限緩和に伴い各交通モード全体において、回復傾向となる。	市町村や事業者等と連携しながら、利用促進に向けた取組を継続的に行う。
③市町村の新たなモビリティサービスの導入件数	県調査データ	AIや自動運転技術等を活用した新たな移動サービスを目指す全市町村に導入	2022（令和4年10月）	3 市町村	2027	18 市町村	6 市町村	15 市町村	400%	県補助の活用に加え、市町村独自での取組により導入件数増加傾向となる。	自治体等のニーズに対応した支援策の見直しを図るとともに、新たな移動サービスの導入に向けた支援を継続的に行う。
④平均乗車密度が5人以上の地域間幹線系統数	交通事業者提供データ	コロナ前（2019（令和元）年度）の水準への回復	2021	4 系統	2027	13 系統	7 系統	10 系統	200%	水戸市への乗り入れ路線において利用者が増加傾向となる。	引き続き利用状況や運転手不足の状況を踏まえて、効率的・効果的な運行の見直しを図っていく。
⑤収支率が55%以上の地域間幹線系統数	交通事業者提供データ	コロナ前（2019（令和元）年度）の水準への回復	2021	27 系統	2027	39 系統	31 系統	28 系統	25%	運行経費の増加等により改善に課題あり	引き続き利用状況や運転手不足の状況を踏まえて、効率的・効果的な運行の見直しを図っていく。
⑥コミュニティバス等の運行情報をGTFS化している市町村数	県調査データ	コミュニティバスを導入する全市町村が対応	2021	13 市町村	2027	23 市町村	16.3 市町村	13 市町村	0%	龍ヶ崎市、大洗町にて今後導入を検討。一方で、経費の捻出も課題となる	公共交通利用の利便性向上に向け、引き続きGTFS化の導入に向け推進を図る。

※②は2022年度の値（最新の公表データ）